第二十三号様式(第十七条関係)

機関票(1)(確認の業務を行う場合)

確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票 この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
登録の区分	
登録番号	第　　号
登録の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで
氏名又は名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号　(　)
実施する住宅性能評価の種類	
住宅性能評価を行う住宅の種類	
住宅性能評価を行う区域	
確認を行う住宅の種類	
確認を行う区域	

50cm以上

40cm以上

機関票(2)(確認の業務を行わない場合)

確認の業務を行わない場合における登録住宅性能評価機関票 この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
登録の区分	
登録番号	第　　号
登録の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで
氏名又は名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号　(　)
実施する住宅性能評価の種類	
住宅性能評価を行う住宅の種類	
住宅性能評価を行う区域	

45cm以上

40cm以上

備考　1　確認を行う機関にあっては機関票1を、確認を行わない機関にあっては機関票2を掲示してください。

2　確認の業務とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規定による確認をいいます。